

議案第76号

投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例中一部改正の件

投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和8年3月3日提出

芽室町長 手島 旭

投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例の一部を改正する条例

投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例（昭和24年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第1条関係）

報酬額

区分	金額	摘要
投票管理者	日額 14,500円	
期日前投票所の投票管理者	〃 12,800円	
開票管理者	〃 12,200円	
選挙長	〃 12,200円	
投票管理者職務代理者	〃 12,400円	
期日前投票所の投票管理者職務代理者	〃 10,900円	
開票管理者職務代理者	〃 11,200円	
選挙長職務代理者	〃 11,200円	
投票立会人	〃 12,400円	

期日前投票所の投票立会人	〃	10,900円	
開票立会人	〃	10,100円	
選挙立会人	〃	10,100円	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後にその期日を告示される選挙から適用する。

説 明

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案			現 行		
別表（第1条関係） 報酬額			別表（第1条関係） 報酬額		
区分	金額	摘要	区分	金額	摘要
投票管理者	日額 14,500円		投票管理者	日額 12,700円	
期日前投票所の投票管理者	〃 12,800円		開票管理者	〃 10,700円	
開票管理者	〃 12,200円		選挙長	〃 10,700円	
選挙長	〃 12,200円		投票管理者職務代理者	〃 10,800円	
投票管理者職務代理者	〃 12,400円		開票管理者職務代理者	〃 9,800円	
期日前投票所の投票管理者職務代理者	〃 10,900円		選挙長職務代理者	〃 9,800円	
開票管理者職務代理者	〃 11,200円		投票立会人	〃 10,800円	
選挙長職務代理者	〃 11,200円		開票立会人	〃 8,900円	
			選挙立会人	〃 8,900円	

改正案		現 行
投票立会人	〃 12,400円	
期日前投票所の投票立 会人	〃 10,900円	
開票立会人	〃 10,100円	
選挙立会人	〃 10,100円	
<p><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行し、同日以後にその期日が告示さ れる選挙から適用する。</u></p>		